

隠岐の島町地域福祉センター指定管理者募集要項

1 施設の概要

- (1) 施設の名称 隠岐の島町地域福祉センター
- (2) 所在地 隠岐の島町北方278番地2
- (3) 設置時期 平成7年12月
- (4) 施設内容 鉄筋コンクリート造平屋建、延べ1335.94㎡
事務室、研修室、ボランティア活動室、調理実習室、
機能訓練室、日常生活訓練室、一般・特殊浴室、介護教育室

2 管理の基準

- (1) 供用時間 終日
- (2) 供用日 年中無休
ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、町長の承認を得て供用日を変更することができます。
- (3) 施設の利用の許可及び制限に関する事項
 - ① 隠岐の島町地域福祉センター設置及び管理条例(平成20年隠岐の島町条例第13号。以下「条例」という。)第5条第2項の規定により、利用の許可に当たり条件を付することができます。
 - ② 条例第7条各号に該当する場合は、利用の許可を取り消すことができます。
- (4) 隠岐の島町情報公開条例の適用について
指定管理者は、隠岐の島町情報公開条例(平成16年隠岐の島町条例第9号)第18条の2の規定に基づき、情報公開の努力義務を負います。また、指定管理者に指定された後で隠岐の島町と締結する協定書において、隠岐の島町から管理業務に関する文書等の提出の求めがあった場合には、これに応じなければならない義務を負います。
- (5) 個人情報の保護について
指定管理者は、管理業務の遂行に伴って個人情報を取り扱う場合には、個人情報の適正管理に関して個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき徹底した個人情報の保護に努める義務を負います。
また、別紙1に定める事項を遵守してください。
- (6) 利用料金
地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第8項の規定

に基づく「利用料金制」を採用します。

利用料金制度とは、自らが企画・実施する各事業の収入等を直接自らの収入とすることができる制度です。

したがって、その管理運営に係る収支について、一定の責任を負うこととなりますので、施設の利用を促進し、収入の確保を図る努力が求められます。

3 業務の範囲

(1) 条例第4条に規定する以下の業務

- ① デイサービス事業、ホームヘルプサービス事業、その他の福祉活動事業の実施に関する業務
- ② 利用の許可に関する業務
- ③ 利用料金の収受に関する業務
- ④ 施設の維持管理に関する業務
- ⑤ その他前各号に掲げる業務に付随した業務

4 指定期間

令和8年4月1日 から 令和13年3月31日まで(5年間)

ただし、法第244条の2第11項の規定に基づき、当該公の施設の管理の適正を期するために町が行う必要な指示に指定管理者が従わない場合、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

5 指定管理業務に関する経費等

- (1) 地域福祉センターの管理に必要な経費は、事業計画書において提示のあった金額を参考に、年度毎に予算の範囲内で支払う。指定管理料は、下記の支出見込み額を上限として、指定管理者からの提示額を基に双方で協議することとし、提示額がそのまま指定管理料とはならない。
- (2) 隠岐の島町が指定管理者に支払う管理経費については、消費税及び地方消費税が含まれる。管理経費は指定期間分（年度毎に）示すようにすること。
- (3) 隠岐の島町は、指定管理料の支払い期間や支払方法については、指定管理者との間で締結する協定書で定める。

支出見込み額（上限額）8,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 申請の資格

- (1) 介護保険法第70条第1項に規定する事業者、老人福祉法第5条の2に規定する老人居宅生活支援事業者及び、老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設を運営している法人であること。
- (2) 隠岐の島町内に事業所を置く又は、置こうとする者であること。
- (3) 地方自治法(昭和年政令16号)第167条の4に規定するものに該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき、公正又は再生手続をしていない者であること。
- (5) 隠岐の島町が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名保留又は指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 法人税、消費税、地方消費税及び隠岐の島町税等について、滞納がない者であること。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は、その構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。
- (8) 選定委員会委員が役員を務める団体でないこと。

7 申請の手続

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、提出期間内に町長に提出してください。

- (1) 施設の管理運営に関する事業計画書(様式第2号)
- (2) 施設の管理運営に関する収支予算書(様式第3号)
- (3) 指定居宅介護・指定介護予防サービスの運営基準に定める事業運営規定
- (4) 定款又は寄附行為の写し、登記簿の謄本、役員名簿
- (5) 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録
- (6) 隠岐の島町税等について、滞納がない旨の証明書
- (7) 提出部数 正本1部 副本(写)7部
- (8) 提出場所 隠岐の島町役場 保健福祉課(高齢者福祉係)
- (9) 提出方法 持参又は郵送
- (10) 提出期限 令和7年10月3日(金)午後5時までとします。

隠岐の島町公の施設における募集要項

(郵送の場合は書留とし、令和7年10月3日(金)午後5時必着とします。)

(11) 申請にあたっての留意事項

- ①提出された書類は、返却いたしません。
- ②必要に応じて追加資料の提出を求められることがあります。
- ③申請にかかる経費は、全て申請者の負担とします。

8 仕様書の配布

(1) 配布期間

令和7年9月4日(木)から令和7年10月3日(金)までの毎日、午前9時から午後5時までとします。(ただし、土・日曜日・祝日は除きます。)

(2) 配布場所

隠岐の島町役場 保健福祉課 (高齢者福祉係)

9 現地説明会

(1) 開催日 令和7年9月22日(月)15:30～

(2) 開催場所 隠岐の島町地域福祉センター (隠岐の島町北方278番地2)

(3) 内容

- ア 募集要項及び仕様書の説明
- イ 施設見学

(4) 参加申し込み方法

現地説明会参加申込(別紙2)に必要事項を記入し、隠岐の島町役場保健福祉課まで、令和7年9月19日(金)午後5時までに、申し込んでください。

(1団体の出席者は3名までとします。)

10 指定管理者の候補者の選定基準

(1) 審査の方法

指定管理者の候補者の選定にあたっては、隠岐の島町公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例第4条、及び施行規則第6条の規定に基づき、「隠岐の島町公の施設に係る指定管理者選定委員会」において、下記の点を基準として総合的に判断します。

- ①当該施設の運営が、住民の平等利用を確保するものであること。
- ②事業計画が、当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る

経費の縮減が図られるものであること。

③当該施設の管理を安定して行う物的能力及び、人的能力を有するものであること。

④前3号に掲げるもののほか、町長等が当該施設の性質等に応じて別に定める基準。

(2) 審査の内容

①応募の書類の確認

各団体からの提出書類については、保健福祉課で確認します。

②審査方法

提出された書類を基に、選定委員会において評価の協議を行います。

③面接審査

令和7年11月上旬に、選定委員会による面接審査を予定しています。

詳細は、募集締め切り後に電話にてご連絡いたします。

④審査結果の通知及び公表

審査の結果は、応募団体に郵送で通知します。

選定後、審査内容の概要を公表します。

11 質問事項の受付

募集要項及び、仕様書の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間 令和7年9月4日(木) から 令和7年9月26日(金)まで。

(2) 受付方法 質問票(別紙3)に記入の上、FAX又は電子メールで提出して下さい。

(3) 回答方法 1週間以内にFAX又は電子メールで送付します。

(質問内容によっては、1週間以上かかる場合があります。)

12 問合せ先

〒685-8585

住 所 島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2

担 当 課 隠岐の島町役場 保健福祉課 (高齢者福祉係)

電話番号 08512-2-4500(高齢者福祉係直通) 2-2111(代表)

F A X 08512-2-6630

E - mail hokenfukushi@town.okinoshima.shimane.jp